

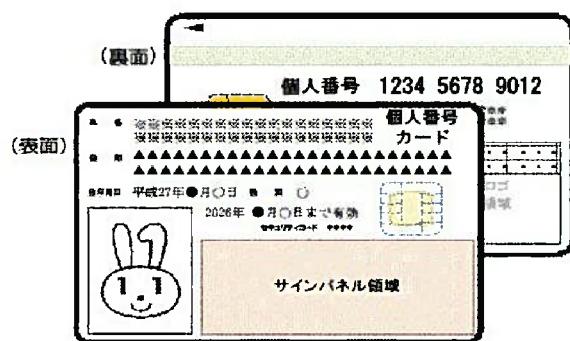
みどり通信

第222号 2015. 10. 6

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● これからの研修	P12
● 税務	P4	● あとがき	P12
● 社会保険	P9	● ニューフェイス	P13
● 生命保険	P10	● 営業カレンダー	P13
● 損害保険	P11		

マイナンバーセミナー開催！！



社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

10月

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ（<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>）に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。次の内容は、10月5日のホームページ掲載のものからです。

『サクセスキーワードは「運・敏・敢・・・』

本日、謹呈の書として「中小企業の経営維新」（税理士神野宗介先生著）が宅配便で届き、斜め読みであります、拝読させていただいたところです。この書籍の「はじめに」の一部を紹介いたします。

中小企業の経営者の皆さん、今あなたの会社は黒字でしょうか。

それとも赤字でしょうか。

まさか赤字じゃないでしょうね。

はたまた赤字なのに、何の危機感も感じていないなんてことはないでしょうね。

赤字会社は倒産予備群です。

赤字が続けば必ず会社は倒産します。

「倒産」という言葉を耳にしても、自分とは関係ない時には「かわいそう」程度の思いしか感じないと思います。

しかし倒産の現実は、過酷です。

社員とその家族を路頭に迷わせるだけではありません。

中小企業の経営者は自分の財産、家族と共有の財産を担保に入れて借入をしています。

個人保証もしています。

倒産となれば、それを全て失ってしまいます。

今まで仲間と思っていた人たちの多くが去っていきます。

「あれほど面倒をみたはずなのに・・・」、口惜しさだけが募ります。

}

大事なのは倒産しない会社づくりを、毎日の経営の中で作り上げていくことです。

それは、黒字であっても同じです。

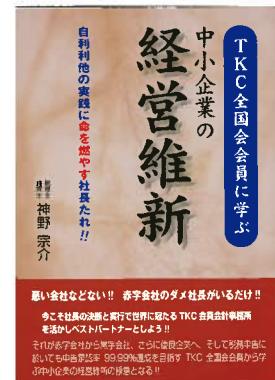
今、日本の中小企業の約75%が赤字です。

言葉を替えれば、日本の中小企業の約75%が倒産予備群ということです。

}

結論を一言で言えば、「経営者の意識改革」と「実践」です。

}



そして本文では、「現状否定」「脱皮創造」「想念実現」と続き、その次の「社長の意識改革で運命の女神を機敏かつ勇敢につかまえよ！」には、

- 「たとえ、同業者が半分に減っても、我が社は生き残るぞ！」という想念を常に忘れない気迫あふれる社長の思いが社長の意識改革につながる。
- 経営のポイントを外して、とにかく一所懸命にやれば元気会社をつくれるかといえばそうではない。
- 時代の流れやマーケットの変化を見ずに、ただ一所懸命やっていたことが会社をつぶす原因になっている。
- 時代の流れを見ずにただコツコツの努力だけでは、サクセスから離れてしまう。

と書かれています。

ここで、著者は、サクセスキーワードは「運・鈍・根」（運をつかむには鈍重にして根気よく）から「運・敏・敢」へ変化していると述べています。

世の中全体の流れをしっかりと見据え、運命の女神の前髪を機敏かつ勇敢に捕まえ、自分のもとに引き寄せ、ビッグチャンスとすることが成功の鍵と言いつつおられます。

その上で、あとは「社長の意識改革」にあたってどう行動するかということになるのだと述べています。

人は一人で決意しても、なかなか実行できるものではありません。身近に相談する人、見守ってくれている人がいると頑張ることができるものですよね。

当事務所が中小企業経営者に寄り添い、中小企業の経営にとって何が正しくて、何を実行しなければならないかという本来のあり方についてサポートしな

ければと決意を新たにしたところです。

著者は、「中小企業の社長が良きパートナーを得れば、会社はもっと良くなる」とも、述べています。当事務所はそんなパートナーとなるべく全スタッフ一丸となって今後も邁進する所存です！！！

神野先生、ありがとうございます。

ところで、当事務所は8月・9月と2回にわたり「マイナンバーセミナー」を開催させていただきました。参加いただきました多くの皆さまありがとうございました。

本日10月5日、その『マイナンバー法』が施行され、本日（5日）現在の住民票所在地へ、世帯ごとにマイナンバーの通知カードが郵送されます。新潟県では約88万世帯となっており、今月20日ごろから順次届き始めるようです。

会社や事業所におかれましては、先月当事務所より、『マイナンバー制度実施に向けて』という文書をお届けさせていただいておりますが、その際、一緒にお届けさせていただいております、

- ①「マイナンバー制度について」
- ②「マイナンバー制度の実施とそれに伴うお願い」
- ③「マイナンバー通知カードの厳重保管をお願いします」
- ④「特定個人情報の保護に関する方針」

等々の文書を有効にご活用いただき、来る来年1月1日からのマイナンバー制度利用開始に備えていただきたく、お願い申しあげます。

お問い合わせ等は、遠慮なく当事務所の担当スタッフまでご連絡ください。

税理士 山 口 昇

社会保障・税番号制度の概要について

今回は、いわゆる「マイナンバー」について、まとめさせていただきました。今後のスケジュールや税務関係書類への番号記載時期等をぜひご確認下さい。

以下に記載の内容は、国税庁ホームページからの抜粋となります。詳細のご確認については、国税庁ホームページをご参照下さい。

◇社会保障・税番号制度の目的◇

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」が成立し、社会保障・税番号制度が導入されます。この制度は、より公平な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、情報化社会のインフラとして、国民の利便性の向上や行政の効率化に資するものです。

個人番号については、まずは社会保障分野、税分野などに利用範囲を限定して導入されます。

一方、法人番号については、広く一般に公表されるものであり、官民間わず様々な用途で活用が可能とされています。

◇今後の導入スケジュール◇

社会保障・税番号制度の導入スケジュールは、

- ・この平成 27 年 10 月から、個人番号・法人番号の通知
- ・平成 28 年 1 月から順次、社会保障、税、災害対策分野で利用開始することが予定されています。

これを踏まえると、税分野での利用は「番号法整備法」に基づき、

- ・所得税については平成 28 年分の申告書から
- ・法人税については平成 28 年 1 月以降開始の事業年度に係る申告書から
- ・法定調書については平成 28 年 1 月以降の金銭等の支払等に係るものから
- ・申請書等については平成 28 年 1 月以降に提出すべきものから

それぞれ、個人番号・法人番号の記載が開始されることになります。

(番号法の施行日は、番号法附則において、「政令で定める日から施行する」とされています。)

次ページに、税務関係書類への番号記載時期についての一覧表を掲載しましたのでご確認下さい。

税務関係書類への番号記載時期

	記載対象	一般的な場合	2年中に提出される主な場合
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合⇒平成28年2月16日から3月15日まで	○年の中途中で出亡⇒出亡の時まで ○年の中途で死亡⇒相続開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日まで
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合⇒平成28年2月1日から3月15日まで	○年の中途で死亡⇒相続開始があったことを知った日の翌日から10月以内
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	平成28年12月末決算の場合⇒平成29年2月28日まで(延長法人は平成29年3月31日まで)	○中間申告書⇒事業年度開始の日以後5月を経過した日から2月以内 ○新設法人決算期更換法人⇒決算の日から2月以内
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書から	<個人> ○平成28年分の場合⇒平成29年1月1日から3月31日まで <法人> ○平成28年12月末決算の場合⇒平成29年2月28日まで	○個人事業者が年の途中で死亡⇒相続開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日まで ○中間申告書 ○課税期間の特別適用
相続税	平成28年1月1日以降に相続又は贈与に係る申告書から	平成28年1月1日以降に相続があったことを知った場合⇒平成28年1月1日から2月20日まで	○住戸及び居所を有しないこととなるときは住戸及び居所を有しないこととなる日まで
酒税・簡易課税	平成28年1月1日以降に開栓する課税期間に係る申告書から	平成28年1月分の場合⇒平成28年2月1日から2月20日まで	○平成28年中から提出
法定調書	平成28年1月1日以降の金額等の支払等による法定調書から(注)	(例) 平成28年分給付所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間引扱報告書⇒平成28年1月31日まで (注) 平成28年1月1日前に締結された「法定上告知したもの」とみなされる限りに基づき同日以後に金額等の支払等が行われるものによる番号の告知及び本人確認については、同日から3年を経過した日以後の最初の金額等の支払等の時まで記入ができる。	(例) 当初余金の分配及び基金利息の支払調書は、支払の確定した日から1月以内に退職所得の源泉徴収票は、退職の日以後1月以内
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する提出すべき期限	○平成28年中から提出

※ 税務関係書類については、様式が確定する前ににおいても、国税庁ホームページ「事前の情報提供分」ページで事前に情報提供を行っています。

◇社会保障・税番号制度の概要◇

○個人番号・法人番号の通知等

個人番号については、市町村長が、住民票コードを変換して得られる番号を指定し、通知カードにより通知します。その利用に当たっては、番号法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供を求めるることは禁止されています。

法人番号については、国税庁長官が、法務省の有する会社法人等番号等を基礎として指定し、書面により通知します。

(→ 次ページに**法人番号指定通知書**のイメージを掲載しております)

また、法人等の基本3情報

- ①商号又は名称
- ②本店又は主たる事務所の所在地
- ③法人番号

については、原則として、インターネットを利用して検索・閲覧可能なサービスを提供することとしています。

○国税分野での利活用

国税分野においては、確定申告書、法定調書等の税務関係書類に個人番号・法人番号が記載されることから、法定調書の名寄せや申告書との突合が、個人番号・法人番号を用いて、より正確かつ効率的に行えるようになり、所得把握の正確性が向上し、適正・公平な課税に資するものと考えています。

他方で、個人番号・法人番号を利用しても事業所得や海外資産・取引情報の把握には限界があり、個人番号・法人番号が記載された法定調書だけでは把握・確認が困難な取引等もあるため、全ての所得を把握することは困難であることに留意が必要です。

○納税者等の利便性の向上

社会保障・税番号制度の導入に伴い、①住民基本台帳ネットワークシステムを活用した、確定申告手続における住民票の添付省略、②国と地方にそれぞれ提出する義務のある給与・年金の源泉徴収票・支払報告書の電子的提出の一元化などが考えられ、納税者等の利便性の向上が期待できます。

(送付先)
100-0013
東京都千代田区霞が関3丁目1番1号

平成 年 月 日

法人番号株式会社 御中



法人番号イメージ

国税庁長官
(官印省略)

法人番号指定通知書

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、下記のとおり法人番号を指定したことを通知します。

記

法 人 番 号 (13 桁)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
法人番号の指定を受けた者※1	商 号 又 は 名 称	法人番号株式会社												
	本 店 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	東京都千代田区霞が関3丁目1番1号												
	国 内 に お け る 主 た る 事 務 所 等 の 所 在 地 ※2													
法 人 番 号 指 定 年 月 日		平成 年 月 日												
国税庁法人番号公表サイトの表記※3	商 号 又 は 名 称	法人番号株式会社												
	本 店 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	東京都千代田区霞が関3丁目1番1号												
	国 内 に お け る 主 た る 事 務 所 等 の 所 在 地 ※2													

※1 通知書作成日現在の情報に基づく表記です。

※2 法人番号の指定を受けた者が外国法人等の場合に記載しています。

※3 国税庁法人番号公表サイトでは、JIS 第1水準及び第2水準以外の文字をJIS 第1水準及び第2水準の文字に置換えています。
また、人格のない団体等については、あらかじめその代表者又は管理人の同意を得た場合に公表する表記です。

◇法人番号の「通知・公表」開始スケジュールについて◇

平成 27 年 9 月 8 日付の国税庁法人番号準備室の案内では、法人番号指定通知書の発送等及び国税庁法人番号公表サイトの各機能・サービスの提供開始日は以下の通りとなっております。

○法人番号指定通知書の発送等

設立登記法人については、10 月 22 日(木)から 11 月 25 日(水)の間に、都道府県単位で 7 回に分けて発送を予定しています。

また、公表については、通知したものから順次行うこととしており、初回は 10 月 26 日(月)を予定しています。

→ 新潟県の場合は、

通知書発送予定日 平成 27 年 11 月 4 日(水)

基本 3 情報の公表予定日 平成 27 年 11 月 6 日(金) となっています。

国の機関・地方公共団体については、10 月 22 日(木)の発送、10 月 26 日(月)の公表を予定しています。

設立登記のない法人及び人格のない社団等については、11 月 13 日(金)に発送する予定となっております。

郵便物（法人番号指定通知書）の差出人は

「国税庁長官官房企画課 法人番号管理室」となっております。

○国税庁法人番号公表サイトの各機能・サービスの提供開始日

検索・閲覧機能は、平成 27 年 10 月 26 日(月)以降、順次、法人番号指定通知書の発送が完了した地域の情報を検索・閲覧することが可能となります。

また、ダウンロード機能などについては、平成 27 年 12 月 1 日(火)のサービス開始を予定しています。

以上、マイナンバーについて、内容をかいづまんでご紹介させていただきました。また、先般実施させていただきました事前対策セミナーにご参加いただいた皆様は、その際の資料もご確認いただき、今一度、事前準備がしっかりとお済みであるか、あわせて再確認のうえ、従業員の皆様にもご周知いただければと存じます。

ご不明な点などございましたら、各スタッフまでお問い合わせ下さい。

<西丸 保幸>

社会保険

労働保険 Q&A

Q

下請負の事業主は元請けの労災保険の適用はないのですか？

当社は、大手の建設会社の下請け専門の会社です。社長が工事現場で作業を監視した際、足場から墜落して重傷を負ったのですが、労働基準監督署では、下請けの事業主は労働者と認められないため、労災保険の給付を受けられないとされました。下請事業主が労災給付を受けることはできないのでしょうか？

A

建設業においての労災保険は、建設現場で個々の下請会社を独立した事業として取り扱いません。各下請会社を元請会社と一緒にみなし、一つの事業体として取り扱われ、この事業体（建設現場）の労災保険加入手続きは元請会社が行う事になっています。

従って現場作業にかかる事故が起きた場合、元請会社、下請会社に使用される全ての労働者は、元請会社が加入する労災保険で補償され、保険料の納付や加入手続等の義務も原則、元請会社が負う仕組みになっています。（雇用保険、労災保険、社会保険等は個々の会社で手続きや保険料の納付が必要です）

しかし、労災保険は労働者の業務上、通勤途上の災害について給付を行うものであり、労働者ではない各会社の中小事業主は元請会社の加入する労災保険では補償されません。

なお、中小事業主は労災特別加入制度を利用する事で労災給付を受ける事ができます。

中小事業主に該当する方が特別加入するためには、

- ア. 当該事業について労働保険関係が成立していること
 - イ. 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること
- の2つの要件を満たすことが必要です。

詳しいことは、当事務所担当職員まで
お問い合わせください。



経営者のための生命保険講座 第175回

今回のテーマ

体臭について

前回は白内障についてご案内させていただきましたが、今回は体臭についてお伝えいたします。

最近では「スメルハラスメント」という言葉が世間を賑わせていると聞きます。「スメルハラスメント」とは、他人の臭いのせいで仕事に集中できない、気分や体調が悪くなるなど、仕事に支障をきたすということをさすようです。

今回は 肥満と深い関係にある 体臭と予防についてご案内します。

上司や同僚が「くさい」と感じた時に、その人のビジネスマンとしての評価にどう影響しますか？

42.1%	一緒に仕事をしたくない。
38.3%	周囲への気遣いや配慮が足りないと思う。
19.4%	尊敬できないと思う。
16.1%	取引先からの信頼は低いと思う。
12.8%	営業成績に影響が出ると思う。
10.8%	出世出来ないと思う。
10.5%	マネジメント力に欠けると思う。
8.7%	部下や後輩がついてこないと思う。

いかかでしょうか？臭いだけでこんなにマイナスなイメージになるとは。。。では一般に嫌われる「加齢臭」の発生するメカニズムとその予防について考えてみましょう。加齢臭の原因物質は「ノネナール」と呼ばれるものです。この「ノネナール」は皮脂腺のなかで活性酸素により、酸化させられることで発生する臭い成分です。酸化作用を抑制する食品を摂取することで加齢臭を防ぐだけでなく、肥満予防、ダイエットにもなります。以下に酸化作用を抑えるのにお勧めの食品を記載します。

野菜＝アボガド、キャベツ、ブロッコリー、玉ねぎ、ホウレンソウ、人参、ピーマン、など

豆類＝豆腐、大豆

果物＝バナナ、レモン、キュウイフルーツ、グレープフルーツ、オレンジなど

緑茶←珈琲を減らして、頻度を上げる。

今回は、意外にビジネスに影響を与える 体臭について記してみました。

体臭は加齢と肥満、食事に密接な関係があります。体臭対策を行なうと同時に、食事の見直しを行なうことで、部下、取引先から好感を持たれるとなると、まさに一石二鳥ですね。

肉よりも魚、洋食よりも和食、珈琲よりも緑茶の 頻度を意識して増やしていくことで、公私ともプラスになれば、最高ですよね。食欲の秋に突入する前に、生活習慣を改善してゆくことで、より健康になればと思います。

生命保険につきましても、肥満の方が痩せることで、保険料が肥満の人より、安くなる、ご加入出来る会社も存在します。たとえば、BMI【体重(kg) ÷ <身長(m) × 身長(m)>】が 18.0 < BMI < 27.0 で 死亡保障保険については、健康体割引きが適用されます。

現在の保険の内容があっているのかご確認いただけたら幸いです。内容等詳細については、具体的な相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

火災保険

「評価の重要性」

火災保険の効用を十分に發揮し、被保険者の満足を得るために、保険の対象の価値を正しく評価し、適正な評価額（保険価額）いっぱいに保険金額を設定すること（全部保険）がきわめて重要です。

【再調達価額（新価）と時価額】

評価額には、再調達価額基準と時価額基準の2種類の基準があります。

●再調達価額……保険の対象となる建物・動産と同等のものを新たに新築あるいは購入するために必要な金額

●時価額……再調達価額から、経過年数に応じた減価や使用による損耗を差し引いた額

※いずれの評価基準を適用するかは、保険の種類などにより異なります。

最近の傾向としては、再調達価額基準の火災保険が一般的になりつつあります。

なお、時価額基準の火災保険については、「価額協定保険特約」などの特約を付帯することにより、再調達価額基準に変更することが可能です。

●価額協定保険特約を付帯しない場合（住宅火災、住宅総合、店舗総合）

a.) 保険金額が保険価額の80%以上の場合

損害保険金 = 損害額

b.) 保険金額が保険価額の80%未満の場合

損害保険金 = 保険金額 × 保険金額 / 保険価額 × 80%

●価額協定保険特約を付帯した場合

損害保険金 = 損害額（ただし、保険金額が限度となります）

※価額協定保険特約を付帯した場合には、比例払いされることなく、実際の損害額が損害金額として支払われます。これを「実損払方式」といいます。この場合には、損害額は再調達価額（新価）を基準として算出されます。つまり、一部損（分損）の場合は修理費が、全損の場合には保険の対象と同等のものの再取得費（再築費用、再購入費用）が支払われます。

担当 星野 千香子

これからのお研修

● 加茂まちなかゼミナール	当事務所 2階 研修室	10月 17日（土） 13:30 ~ 15:00
		10月 24日（土） 13:30 ~ 15:00
● 原点の会	三条商工会議所	11月 5日（火） 9:00 ~ 11:15



あとがき

月初に、久しぶりに弥彦神社に参拝する機会に恵まれました。天氣にも恵まれ、爽やかな秋風を感じながら、ゆったりとした時間をいただきました。

参道や境内では、来月開催される「弥彦菊まつり」の準備が着々と行われていました。今年は「御遷座百年」という節目の年にあたりますので、いつも以上に賑わうことでしょうね。

さすがは越後一の宮、良い氣に満ちていて、非常に癒されたヒトトキでした。一時期、パワースポット巡りなどと言われて久しいですが、まさに、ここはパワースポット！「見えない何か」がある！と感じずにはいられません。

お陰さまで、先日も「見えるもの」「見えないもの」、「見えないものを大事にして行動する大切さ」といった内容のお話を伺う機会があったばかりでした。

いつもであれば、講演の最中は、うんうん！と頷いて聴いていても、何日か経ってしまうと、遠い遠い記憶の彼方に…だったのですが、今回は「そういえば…」と思い出した次第。

きっと、伊夜比古さまが私に足りていないところを教えて下さったに違いありませんね。

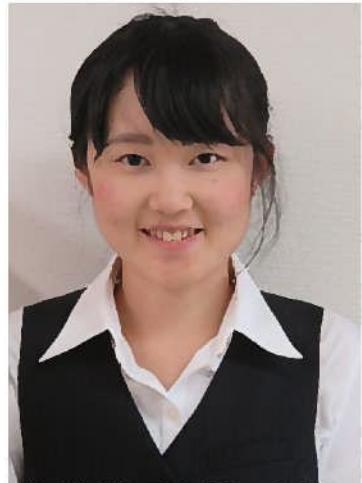
西丸保幸

ニューフェイス

9月1日より、当事務所の一員とさせていただきました『川村梓』と申します。

入社して1か月が経ち、スタッフの皆さんに支えられながら少しづつ業務の習得に励んでいます。

お客様の役に立てる仕事ができるよう、勉強も実務も一生懸命かつ笑顔で取り組んでいきます。よろしくお願ひします。



◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日



日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、2ヶ月に1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ
加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674
<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp